

## 特定最低賃金の改正決定に関する公示長崎労働局最低賃金公示第 3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の 規定に基づき長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年長崎労働 局最低賃金公示第3号)の一部を次のとおり改正する決定をし たので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年12月1日

長崎労働局長 黒田 正彦

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

第4号中「1時間695円」を「1時間698円」に改める。